

# 「議員定数と報酬の見直し」原案

## 1. 目的

芽室町議会を持続可能なものとし、多様な人財が参画できる環境を整えるために、議員定数と報酬を適正化し、二代表制の一翼としての役割を果たし続けることを目的とする。

## 2. 背景

全国的に町村議会では、「無投票」や「なり手不足」が深刻化しており、芽室町議会でも令和5年に初の無投票となったことから、議会機能を将来にわたり、維持・強化するために定数と報酬の見直しに取り組むこととなった。

## 3. 趣旨（芽室町議会の意思・理念の共通言語）

議員定数は「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保し、議員報酬は活動の対価と生活給的要素を兼ね揃えた水準を設定することで、「無投票」や「なり手不足」の克服を数合わせではなく、議会力の維持・向上につなげ、議会自らが住民と対話し、自己改革を実践する姿勢を明確にする。

### 芽室町議会基本条例 前文

地方議会は、二代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

#### 4. 議員定数について

「持続可能な芽室町議会」を目指す時の議員定数は

16人(現状維持)

##### <主な根拠・理由>

- ・ 多様性の確保と公開討議の維持（定数＝コストではなく「住民の代表の総量」）
- ・ 民主的正当性の担保（無投票当選を理由とする削減論は、民主主義の本質（多様な民意の反映に反する））
- ・ 委員会主義の実効性確保（討議可能な人数は7～8人／1委員会が目安）
- ・ 多様な視点での政策提案機能、監視チェック機能の強化
- ・ 町の将来を見据えた慎重な判断（「人口減少だから減らす」ではなく、縮小社会における議会力の維持・発展が重要）
- ・ しっかりと町民の意見（声）を拾える
- ・ 削減すると逆にハードルが高くなる（多様ななり手実現の環境創出と逆行する）
- ・ 削減することが町民の福祉向上、議会機能強化につながらない

## 5. 議員報酬について

「持続可能な芽室町議会」を目指す時の議員報酬は

300,000円／月

(現行204,000円)

<主な根拠・理由>

- ・「議員の責務に対する対価」を基本とする。
- ・議員は政策提案、行政監視、住民対話など広範な責務を担い、その責務を持続的に果たすためには生活給的要素を含めることが必要。
- ・これからの人口減少社会において議会活動の質と量の高度化（「目に見えにくい活動」の見える化と見合う報酬）
- ・多様な人材の参入を促す条件整備（女性、若者の政治参入促進を目指す「報酬」の現実性）
- ・住民への説明責任（活動量や職責に裏打ちされた合理的な説明が可能）
- ・全国町村議長会の算式（「新しい原価方式」）に基づく